

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

手続名	: 自家用廃油処理施設設置の届出
手続根拠	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第34条
手続対象者	: 自家用廃油処理施設を設置しようとする者
提出時期	: 工事開始の60日前まで
提出方法	: 自家用廃油処理施設設置届出書を作成し、地方運輸局総務部 総務課、神戸海運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海 運第一課に提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第13条 で規定する書類 正1通 副本1通
申請書様式	: 廃油処理事業許可申請書
記載要領・記載例	: 記載事項は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第21 条参照。 詳細は提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 国土交通省港湾局環境・技術課 03 - 5253 - 8111 内線46653
北海道運輸局（小樽）総務部総務課	0134 - 23 - 4211
東北運輸局総務部総務課	022 - 299 - 8851
新潟運輸局総務部総務課	025 - 244 - 6111
関東運輸局総務部総務課	045 - 211 - 7204
中部運輸局総務部総務課	052 - 952 - 8002
近畿運輸局総務部総務課	06 - 6949 - 6404
神戸海運監理部総務課	078 - 321 - 3141
中国運輸局総務部総務課	082 - 228 - 3434
四国運輸局総務部総務課	087 - 825 - 1171
九州運輸局（北九州）総務部総務課	093 - 332 - 8081
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	098 - 866 - 0064

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準	: -
標準処理期間	: -
不服申立方法	: -